

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年9月13日
【四半期会計期間】	第40期第3四半期（自平成29年5月1日至平成29年7月31日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部 ゼネラルマネージャー 大西 浩史
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部 ゼネラルマネージャー 大西 浩史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第3四半期 累計期間	第40期 第3四半期 累計期間	第39期
会計期間	自平成27年 11月1日 至平成28年 7月31日	自平成28年 11月1日 至平成29年 7月31日	自平成27年 11月1日 至平成28年 10月31日
売上高 (千円)	3,933,631	4,094,180	5,105,362
経常利益 (千円)	1,207,225	1,070,714	1,496,497
四半期(当期)純利益 (千円)	809,851	804,859	1,042,342
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数 (千株)	15,560	15,560	15,560
純資産額 (千円)	9,106,475	9,507,105	9,298,753
総資産額 (千円)	9,989,496	10,363,184	10,331,972
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	53.16	53.45	68.56
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	53.08	53.32	68.46
1株当たり配当額 (円)	14	16	28
自己資本比率 (%)	91.0	91.4	89.8

回次	第39期 第3四半期 会計期間	第40期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成28年 5月1日 至平成28年 7月31日	自平成29年 5月1日 至平成29年 7月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.58	31.49

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間（平成28年11月1日～平成29年7月31日）におけるわが国経済は、景気が緩やかに回復する欧米・先進国に加えてアジア各国の需要も取り込み、上場企業の4～6月期において約7割の企業で純利益が増え、平成30年3月期の売上高は過去最高を更新する見通しになる等、堅調に推移しました。また、平成29年7月の有効求人倍率は1.52倍と、43年5か月ぶりの高水準を維持、特に正社員の有効求人倍率は1.01倍と、1倍を超える過去最高水準が2か月連続する等、企業の採用意欲は引き続き強い状態で推移しました。

このような状況の中、当社におきましては、平成30年3月卒業予定学生の就職シーズンの前半においては、一部の企業で採用スケジュールの枠組みを逸脱したPR活動が行われ、当社各商品では対応し切れないケースも続出しました。学生の選考解禁となった6月以降は、各企業による学生確保の動きが一層激化し、1人の学生に重複して内々定が出されるケースが増加したことで学生の選考・内々定辞退が相次ぎ、追加で募集を行わざるを得ない企業が続出しました。当社はそのようなニーズを的確にとらえた結果、5～7月の当第3四半期会計期間での売上高は16億79百万円（前年同期比111.6%）、経常利益は6億42百万円（前年同期比106.3%）と推移し、当第3四半期累計期間における売上高は40億94百万円（前年同期比104.1%）、経常利益は10億70百万円（前年同期比88.7%）となりました。

なお、主たる事業である「就職情報事業」につきましては、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間（平成28年11月1日～平成29年7月31日）における新卒採用市場につきましては、平成29年3月卒業学生については、就活スケジュールの変更の結果、学生の就職活動が早くに収束したものの、平成30年3月卒業予定学生に対するインターンシップ募集のためのニーズはシーズン早期から活発化したことに加えて、大手企業を中心に選考が本格化し、学生の重複内定の辞退が続出した6月以降は追加募集ニーズが続出したため、直接学生と面談できる「就職博」の引き合いは堅調に推移し、就職博の売上高は19億73百万円（前年同期比103.8%）となりました。

また、人工知能（AI）機能を強化した「就活ロボ」やLINE@チャットサービスを活用した「あさがくナビ」も、企業・学生双方から高い評価を得て、売上高は6億40百万円（前年同期比116.1%）となりました。20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」に関しても、6月に大規模なサイトリニューアルを実施し、順調に引き合いが増加した結果、売上高は5億59百万円（前年同期比109.8%）となりました。

一方、公的分野商品の売上高は1億88百万円（前年同期比66.7%）となりましたが、就職情報事業全体の売上高は39億75百万円（前年同期比105.6%）となりました。

なお、平成30年3月卒業予定学生向けの各企業の採用活動については、各企業が採用予定数を充足するための応募者を確保できていない状況が8月以降も続いており、当社は、そのような企業に、短期間で確実に応募学生を確保できる就職博や成功報酬型の人材紹介の提案を継続しております。

加えて、平成31年3月卒業予定学生向けに、秋から冬にかけてインターンシップ募集を活発化させたいという企業の引き合いがさらに強まっており、就職博の強みを活かしたインターンシップ向けの新商品の提案を展開しております。

また、公的分野商品におきましては、「地方創生」を目的とするU・I・Jターン就職を支援する雇用対策事業が各地方自治体で増加し、当社の強みを活かした提案を積極的に展開、予想を上回るペースで受託が進んでおります。その結果、平成29年7月末時点での就職情報事業全体の引き合いは、前年同期比約111%と好調に推移しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ31百万円増加し、103億63百万円となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ6億40百万円減少し、55億86百万円となりました。これは主に、有価証券の減少3億3百万円、現金及び預金の減少2億76百万円があったことによるものです。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ6億71百万円増加し、47億76百万円となりました。これは主に、投資有価証券の増加5億92百万円、ソフトウェアの増加74百万円があったことによるものです。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ1億54百万円減少し、6億18百万円となりました。これは主に、未払法人税等の減少2億26百万円、未払金の増加1億円があったことによるものです。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ22百万円減少し、2億37百万円となりました。これは主に、退職給付引当金の減少20百万円があったことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ2億8百万円増加し、95億7百万円となりました。これは、四半期純利益8億4百万円、配当金の支払い4億51百万円、自己株式の取得による自己株式の増加1億52百万円、その他有価証券評価差額金の減少13百万円、新株予約権の増加21百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・人材紹介事業など、新しく取り組んでいる事業の強化と自社商品の改良により売上・利益の拡大を目指す。
- ・社員数を増強し、かつ社員の質的向上を図ることで営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいて市場のニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の一層の強化を図る。

なお、平成28年10月期をもって当社は創業40周年を迎えることができ、過去最高業績を記録することができました。今後は、当社が到達したことのない業績へのチャレンジとなることから、平成29年10月期は、

- ・「未知の世界へワクワク成長、100億円企業実現へ。」

をスローガンに、今後も、全社一丸となって業務に邁進いたします。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は昭和51年の創業以来、一貫して他社にない独自性の高い商品の開発・販売にこだわり、独力で会社を成長・発展させてまいった結果、平成18年10月には東京証券取引所第一部に上場し、企業としての一つの大きな到達点を迎えました。

その後、今後のさらなる飛躍を実現するため、創業以来初めての戦略的提携となる、朝日新聞社及び朝日学生新聞社と資本・業務提携を平成25年1月29日に締結、大きなステージへのステップアップを図っております。

この資本業務提携は、当社のブランド力を高め、事業領域を大幅に拡大・発展させるエンジンとなるものであり、今後も、あさがくナビ（朝日学情ナビ）を中心として展開しているこの提携事業を、より強固なものとし、さらに拡大させながら、

- ・「ネットとリアルを融合させたトータル提案の実践」
- ・「事業のグローバル化」
- ・「首都圏でのさらなる営業展開の強化」
- ・「Web商品（あさがくナビ・Re就活）のさらなる改善と販売推進」

等の中長期的な経営戦略として推し進めます。

さらに、新しいチャレンジである「人材紹介事業」「インターン・ジョブズ」を一層推し進めることや、それ以外の新しい事業領域への模索も続けることで、将来的には「就職」「人材」という枠にとらわれない「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長を続けていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役5名で構成され、うち2名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、平成25年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、すべて社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に、当社株式所有を除き、人的、資本的關係又は取引關係、その他利害關係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年1月20日開催の当社第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）することについて承認可決されました。本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供していただく「情報提供リスト」を交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本総会における承認を条件として発効するものです。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年9月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年5月1日～ 平成29年7月31日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 529,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,028,700	150,287	-
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	150,287	-

【自己株式等】

平成29年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	529,300	-	529,300	3.40
計	-	529,300	-	529,300	3.40

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は582,556株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年11月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,125,399	4,849,069
受取手形及び売掛金	625,980	608,323
有価証券	303,421	-
未成制作費	19,519	35,304
前払費用	52,980	44,102
繰延税金資産	82,902	35,676
その他	16,955	14,380
貸倒引当金	199	194
流動資産合計	6,226,960	5,586,663
固定資産		
有形固定資産		
建物	664,899	662,891
減価償却累計額	325,669	294,480
建物(純額)	339,229	368,411
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	5,463	5,537
構築物(純額)	696	622
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	3,040	3,082
機械及び装置(純額)	387	346
工具、器具及び備品	31,332	29,059
減価償却累計額	20,700	17,715
工具、器具及び備品(純額)	10,632	11,343
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	877,402	907,179
無形固定資産		
ソフトウェア	201,438	275,784
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	207,943	282,289
投資その他の資産		
投資有価証券	2,748,493	3,340,558
繰延税金資産	-	1,445
差入保証金	123,299	87,928
保険積立金	136,643	146,321
その他	18,279	17,847
貸倒引当金	7,050	7,050
投資その他の資産合計	3,019,666	3,587,051
固定資産合計	4,105,012	4,776,521
資産合計	10,331,972	10,363,184

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年7月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	109,185	185,635
未払金	32,170	132,772
未払法人税等	289,456	63,017
賞与引当金	170,000	90,000
その他	171,718	146,729
流動負債合計	772,530	618,154
固定負債		
長期末払金	217,800	217,800
退職給付引当金	21,614	711
繰延税金負債	513	-
長期預り保証金	20,760	19,413
固定負債合計	260,688	237,925
負債合計	1,033,218	856,079
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金	3,333,001	3,333,001
利益剰余金	4,774,297	5,127,248
自己株式	366,989	519,142
株主資本合計	9,240,310	9,441,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,765	26,222
評価・換算差額等合計	39,765	26,222
新株予約権	18,678	39,776
純資産合計	9,298,753	9,507,105
負債純資産合計	10,331,972	10,363,184

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成27年11月1日 至平成28年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年7月31日)
売上高	3,933,631	4,094,180
売上原価	1,376,686	1,531,769
売上総利益	2,556,944	2,562,410
販売費及び一般管理費	1,434,954	1,588,994
営業利益	1,121,990	973,416
営業外収益		
受取利息	1,986	1,391
有価証券利息	42,456	43,891
受取配当金	4,238	3,759
受取家賃	37,283	32,700
その他	6,956	23,430
営業外収益合計	92,921	105,173
営業外費用		
不動産賃貸原価	6,479	6,701
その他	1,207	1,173
営業外費用合計	7,687	7,875
経常利益	1,207,225	1,070,714
特別利益		
投資有価証券売却益	14,749	69,808
特別利益合計	14,749	69,808
税引前四半期純利益	1,221,974	1,140,523
法人税、住民税及び事業税	370,766	284,409
法人税等調整額	41,356	51,253
法人税等合計	412,123	335,663
四半期純利益	809,851	804,859

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

未成制作費

前事業年度(平成28年10月31日)及び当第3四半期会計期間(平成29年7月31日)

就職情報事業及びその他の事業の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成28年11月1日 至 平成29年7月31日)
減価償却費	63,874千円	76,314千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年1月22日 定時株主総会	普通株式	183,455	12	平成27年10月31日	平成28年1月25日	利益剰余金
平成28年6月6日 取締役会	普通株式	213,030	14	平成28年4月30日	平成28年7月1日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成27年9月7日開催の取締役会決議に基づき、自己株式164,600株の取得を行いました。この自己株式の取得及び単元未満株式の買取りにより、当第3四半期累計期間において自己株式が197,034千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が341,754千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 平成28年11月1日 至 平成29年7月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年1月20日 定時株主総会	普通株式	211,418	14	平成28年10月31日	平成29年1月23日	利益剰余金
平成29年6月5日 取締役会	普通株式	240,490	16	平成29年4月30日	平成29年7月3日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年3月6日開催の取締役会決議に基づき、自己株式123,900株の取得を行いました。この自己株式の取得により、当第3四半期累計期間において自己株式が152,153千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が519,142千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成27年11月1日至平成28年7月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成28年11月1日至平成29年7月31日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成27年11月1日 至平成28年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	53円16銭	53円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	809,851	804,859
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	809,851	804,859
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,233	15,056
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	53円08銭	53円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加額(千株)	21	37
(うち新株予約権(千株))	(21)	(37)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第40期(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)中間配当については、平成29年6月5日開催の取締役会において、平成29年4月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 240,490千円
1株当たりの金額 16円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成29年7月3日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 9月 8日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西方 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第40期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年11月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成29年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。